

三田市手数料条例新旧対照表

現行		改正案																							
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。) 		第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の8までにおいて「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の5まで、第30号の7及び第30号の8において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の3までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。) 																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。) 55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円</td> </tr> <tr> <td>認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。)</td> <td>72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>新築 126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 増改築 168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え</td> <td>新築 203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。) 55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。)	72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 増改築 168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え	新築 203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円</td> </tr> <tr> <td>認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>新築 126,000円 増改築 168,000円</td> </tr> <tr> <td>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え</td> <td>新築 203,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)	72,000円	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 126,000円 増改築 168,000円	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え	新築 203,000円
区分	手数料の額																								
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「新築」という。) 55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額																								
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円																								
認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の6、第30号の9及び第30号の10において「増改築」という。)	72,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額																								
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 増改築 168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額																								
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え	新築 203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額																								
区分	手数料の額																								
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。) 55,000円																								
認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。)	72,000円																								
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 126,000円 増改築 168,000円																								
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え	新築 203,000円																								

1,000平方メートル以内のもの	増改築	269,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	411,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 542,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	720,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 955,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	1,224,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 1,628,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	2,260,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 3,008,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	3,216,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 4,284,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築 増改築	3,961,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 5,270,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手

1,000平方メートル以内のもの	増改築	269,000円
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	411,000円 542,000円
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	720,000円 955,000円
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	1,224,000円 1,628,000円
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	2,260,000円 3,008,000円
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	3,216,000円 4,284,000円
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築 増改築	3,961,000円 5,270,000円

備考

ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手

数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	37,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	61,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

イ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号及び第30号の7において「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	16,000円
	増改築	21,000円
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	28,000円
	増改築	37,000円
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	47,000円
	増改築	61,000円

もの		数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	114,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	171,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	251,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	425,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	530,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	627,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手

もの		
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	90,000円
	増改築	114,000円
対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	133,000円
	増改築	171,000円
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	193,000円
	増改築	251,000円
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	326,000円
	増改築	425,000円
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	405,000円
	増改築	530,000円
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	485,000円
	増改築	627,000円

備考

ア 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手

数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

イ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	86,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 109,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	135,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 173,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	221,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 285,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築 増改築	265,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 343,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築 増改築	310,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額 393,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	35,000円
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものに

(30)の4 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の7及び第30号の8において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基

あつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。）

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	11,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	21,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	67,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	109,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	173,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	285,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	343,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とし、法第9条第3項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「管理者等の選任に係る部分」とする。以下第30号の7及び第30号の8において同じ。）

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	9,100円
	増改築	11,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	17,000円
	増改築	21,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	30,000円
	増改築	38,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	55,000円
	増改築	67,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	86,000円
	増改築	109,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	135,000円
	増改築	173,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	221,000円
	増改築	285,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	265,000円
	増改築	343,000円

平方メートル以内のもの		る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	393,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の7 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料(以下次号において「地位承継承認申請手数料」という。) 1件につき 16,000円

(30)の8 評価機関により法第6条第1項第4号及び第5号に適合すると認められた地位承継承認申請手数料 1件につき 9,100円

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手

平方メートル以内のもの		
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	310,000円
	増改築	393,000円

備考

ア 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料 1件につき 16,000円

(30)の6 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

(30)の7 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算し

数料の額を加算した額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	51,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	131,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	156,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	208,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	320,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	428,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	587,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	784,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,031,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	1,377,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,934,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	2,583,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	2,811,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	3,754,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000	新築	3,477,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

た額

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築	38,000円
	増改築	51,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築	98,000円
	増改築	131,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築	156,000円
	増改築	208,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築	320,000円
	増改築	428,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築	587,000円
	増改築	784,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	新築	1,031,000円
	増改築	1,377,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	1,934,000円
	増改築	2,583,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	2,811,000円
	増改築	3,754,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000	新築	3,477,000円

平方メートルを超えるもの	増改築	4,644,000円を計画の変更に 係る住宅の数で除して得た額
--------------	-----	------------------------------------

平方メートルを超えるもの	増改築	4,644,000円
--------------	-----	------------

備考 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた場合は、第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超えるもの	807,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

(30)の10 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。)第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築 7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 増改築 9,300円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 12,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 増改築 16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築 17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 増改築 23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 増改築 47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 増改築 62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000	新築 58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

(30)の8 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項若しくは第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 第30号の4に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	新築 7,000円 増改築 9,300円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	新築 12,000円 増改築 16,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	新築 17,000円 増改築 23,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	新築 35,000円 増改築 47,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	新築 47,000円 増改築 62,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000	新築 58,000円

平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	増改築	78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	187,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	175,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	増改築	234,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の6に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
	省略	

備考 省略

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
	省略	

備考 省略

以下省略

平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	増改築	78,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	新築	105,000円
	増改築	140,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	新築	140,000円
	増改築	187,000円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	新築	175,000円
	増改築	234,000円

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の4に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
	省略	

備考 省略

(30)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額
	省略	

備考 省略

以下省略